

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会  
新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第35回）

日時 令和7年11月25日（火）9:00～9:49

場所 オンライン開催

## 1. 開会

### ○妙中課長補佐

定刻になりましたのでただ今より、総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ第35回を開催いたします。

議事に先立ちまして事務的に留意点を申し上げます。本委員会はオンラインでの開催としております。ご参加いただいている皆さまにつきましては、本委員会中は回線の負担を軽減するため、カメラをオフの状態でご審議いただき、ご発言時以外はマイクをミュートの状態にしていただきますようお願いいたします。ご発言をご希望の際は、マイクのミュートを解除いただきお声がけいただくか、挙手機能をご活用いただき発言希望の旨をお知らせいただき、座長からの指名をお待ちいただきますようお願いいたします。

本日の委員会の一般傍聴につきましては、より広く傍聴いただくために、インターネット中継での視聴方式を取らせていただいております。

それでは、これから進行については高村座長にお願いすることといたします。高村座長、よろしくお願いいたします。

### ○高村座長

皆さん、おはようございます。朝早くからお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。お手元の議事次第に従って本日の議事を進めてまいりたいと思います。それではまず初めに、事務局から本日の資料の確認をお願いできますでしょうか。

### ○妙中課長補佐

本日の資料についてでございますけれども、配付資料一覧にありますとおり、議事次第、委員等名簿、【資料1】残された論点について、でございます。

### ○高村座長

ありがとうございます。委員の皆さま、配付資料等について問題はございませんでしょうか。もし足りない、過不足等ありましたら、ご連絡しています事務局宛てにご連絡を頂ければと思います。

それでは早速ですけれども本日の議事に入つてまいります。本日、議題の1でありますけれども残された論点についてということで、事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

## 2. 議題

### (1) 残された論点について

#### ○妙中課長補佐

よろしくお願ひいたします。それではお手元の資料1、残された論点について。過去、前回のご指摘事項について資料は1枚となってございます。こちらを資料に沿つてご説明いたします。

2ページ目でございます。本日ご議論いただきたい事項でございます。前回のバイオマスWGでは、輸入木質バイオマスの持続可能性議論の整理に向けてEUの動向、またバイオマスの供給に与える影響など、多岐の論点を踏まえて引き続き検討を進めるといった方針を確認してございます。

一方で、これとは別に大きく2点、1つ目としては、輸入木質バイオマスの持続可能性の証明方法については林野庁策定の木質バイオマス証明ガイドラインに一本化すること。

2つ目としては、現状はいろいろ証明方法がございますので、一定基準にこういった証明方法を促していくという観点から、想定される確認項目を推奨事項として提示することについても方針を確認してございます。

その際、第25回のワーキングにて林野庁さまからお示しいただきました基準を提案いたしましたところ、少し農地のところと木質のところで違うところもございまして改めて議論の必要がある旨のご意見を頂いてございます。前回ワーキングでは座長の一任というところでも整理させていただいてございますけれども、これらの項目について改めて事務局として整理しておりますので、ご議論いただければなと思ってございます。P.2の図の下のところ、継続検討事項というところについては継続ということでございますけれども、現行の枠組み整理の中での、木質バイオマス証明ガイドラインの中で想定される持続可能性の確認事項について、この赤枠で囲っているところが本日の議題となってございます。

それでは、ページとしては3ページ目になります。前回のワーキングで頂きましたご意見の主な点をピックアップしてございます。環境面で、特に原生林といったところについて、土地利用の変化や炭素ストックの回復に期間を要するリスクの排除を図るべきといった点、またあとは生物多様性の観点、原生林、老齢林という用語は国によって定義が異なるのではないかといった点、また第三者認証スキーム以外の証明方法についても、できる限り第三者の視点を入れることが重要なのではないかといったご意見を頂いてございます。

こういったご意見を踏まえて、以降、検討手順についてまず考え方を整理したのが5ページ目になってございます。

こちら、まず検討に当たっては、これまでの合法性・持続可能性ガイドラインへの適合判断との一貫性や、現行の認証スキームで確認できる内容とする実現可能性の観点を考慮してございます。何か高い目的を掲げるというよりは、現行の枠組みに沿ってまずは一定水準に粒度をそろえていくということを促していく趣旨でございます。その上で、過去ワーキングで整理した農産物と輸入木質バイオマスに適用できるか否かで仕分けしてございます。

この下の検討手順イメージのところで大きく2つに分けてございまして、木質バイオマスの特有の持続可能性の観点があると考えられる項目においては、主な第三者認証スキームの規定を抽出して、改めて参考基準の記載ぶりを検討しております。主には環境面といったところが中心になってまいります。

もう一つは、持続可能性の観点が共通するだらうと考えられる項目でございます。こちらは農作物の収穫に沿って持続可能性の基準の記載ぶりを採用してございます。当然一部見直すといった点もございますので、そういったところはこの後詳細を整理してございます。大きな考え方としては、この特有化、独自化というところでございます。次のページをお願いいたします。

6ページ目と7ページ目はこれまでのガイドラインの整理でございます。7ページ目は、特に前回ご議論いただきました農作物の収穫に伴って生じるバイオマスの持続可能性基準でございます。この大きく、環境のところが特有、それ以外のところは共通する部分が多くはないかというところが全体像となってございます。

本日は、このそれについて簡単に事務局で整理した内容をご説明させていただきます。

8ページ目も今申し上げた内容をもう少し丁寧めに記載してございまして。概念的にはやはり農業は、この1ポツに記載しておりますけれども、主に食料の生産でございますので、植物の成長サイクル、収穫サイクルが比較的短いといった点に関してございます。一方で、林業は木材の生産行為でございますので、植物の成長、収穫のサイクルが比較的長いといった特徴を考えられてございます。

こういった中で求められていく環境への配慮というところは、木質バイオマス特有の持続可能性の観点があると考えられますけれども、一方で社会、労働、ガバナンスといった点においては大きく内容が異なるわけではないというところで、持続可能性の観点は共通するものなのではないかと考えてございます。

環境への配慮に関してはこの土地利用、温室効果ガス排出・汚染削減、生物多様性という3つが項目として大きな枠がございますので、それについてご説明をさせていただきます。9ページ目以降、この3つの点をまとめてございます。

まずは10ページ目でございます。木質バイオマス特有の観点でございます。原生林の保護について整理してございます。主な認証スキームの規定で、炭素ストックや生物多様性への影響というところを注目してございます。直接土地変化については、森林が森林でな

いほかの用途に転換される、保護価値の高い土地が植林地に転換される、土地利用変化がない場合についても原生林が植林地に転換される、これらを抑制する規定となってございます。

こういった土地利用の変化についての規定を踏まえて、この一番下の矢羽根でございますけれども、参考基準の規定ぶりを、事務局としては炭素ストックや生物多様性への影響に留意し、原則として森林が他用途に転換されないことおよび一定期間以降に原生林または保護価値の高い土地が植林地に転換されないことと想定してございます。下のほうに両括弧で主な第三者認証スキームの記載ぶりも入れてございます。

11 ページ目以降に、もう少し詳細な認証スキームの比較といったところも証明方法による規定を列挙してございます。こういった中身を踏まえて、先ほどの最後の矢羽根のところの記載を、一案で記載させていただいてございます。

続きまして 13 ページ目になります。土壤の保護についてでございます。こちらは主な認証スキームの規定で、土壤が浸食、流出によりなくならないようにすること。また、土壤の質の維持などを要求する規定となってございます。こういった内容を踏まえて、参考基準としては、土壤の過剰な浸食や流出を回避し、土壤の質や環境的な価値を保護、管理するための計画が策定され、実施されるものといったところで記載してございます。農業の場合、元々限定期的な作付けとかそういう記載がございますので、ここを木質に変更してございます。同じ構図で、次項以降はまた各規定というところも表のほうで整理させていただいてございます。

続いて 16 ページ目です。温室効果ガスの排出・汚染削減についてでございます。こちらは主な認証スキームの規定で、森林の施業に伴う温室効果ガスの排出や水質への悪影響の回避、またあと病害虫や火災、空気汚染物質の監視などを要求する規定となってございます。

こういった内容を踏まえて、最後の矢羽根でございますけれども、中長期的な炭素ストックの減少や森林施業等に伴う温室効果ガス等の排出、水質等への影響を回避・管理するための計画が策定され実施するといったところで、記載ぶり整理させていただいてございます。こちらも、次項以降にそれぞれの規定ぶりは参考として整理させていただいております。

続いて 19 ページ目になります。生物多様性の保全についてでございます。こちらは主な認証スキームの規定で、生物多様性を有する地域の特定・保護、また最もリスクが高い希少種や絶滅危惧種を保護することを通じて生態系の保全を要求する規定となってございます。こちらを基に、参考基準としては、希少種や絶滅危惧種の生息地など高い保護価値を有する地域を特定し、これらを保護・管理するための計画が策定され実施されるものとすることといった整理とさせていただいてございます。こちらも同様に、次項以降で個別の証明方法における規定を整理してございます。以上が特有な観点、確認項目でございます。

次の 22 ページ目以降は、共通すると考えられている確認項目でございます。まず 1 つ目、

社会・労働についてでございます。ここは第4回のWGで整理したとおり、農作物の収穫に沿って生じるバイオマス持続可能性の規定ぶりを採用してございます。土地の利用権の確保、またあと児童労働・強制労働の排除といった点はこの主な第三者認証スキームの規定においても求められてございますので、こちらを配慮するということをしてございます。こちらも同様に、個別の証明方法の規定というところは表のほうでも整理させていただいてございます。

続いてガバナンスについてでございます。法令順守、また情報公開、更新、取り消しといった点は主な認証スキームの規定とも突合してございます。補足として、法令順守については、第5回のワーキング等におきまして認証スキームは基本的にバイオマスの収穫に係る法令遵守を確認してございまして、その後の加工工場などサプライチェーン上のあらゆる主体の法令を守っているということを確認する仕組みではございませんので、F I T制度としては発電事業者自身の取り組みによりこれを補完、補うということを整理してございます。

ちなみにEU-RED3でも、法令をしっかりと守るといった点はこのバイオマスの収穫に係る部分のみを要求しておりますので、F I T／F I P制度のほうが若干厳しい整理とさせていただいてございます。また情報公開につきましては、発電事業者主体とするものについては認証スキームの名称や燃料、使用量などを義務的に公表するということで、過去WGで整理となってございます。またこのガバナンスというところは、それぞれ表のほうでも整理させていただいてございます。

続きまして、サプライチェーンでございます。33ページ目になります。こちらの項目については、少し共通と申し上げながらも農作物系と木質とで若干の違いがございます。特にこの矢羽根を3つ入れております点でございます。

第三者認証スキーム自体は欧州で先行して運用されてきましたが、スキーム上の異なるカテゴリーを混ぜて数量管理を行っていくというマスバランス方式を認めるということが主流でございました。こういった中で、F I T／F I P制度における農作物系の取り扱いにつきましては、過去ワーキングで主産物については農園とその次の加工工場の持続可能性認証を取得すると。副産物については、その上流の農園に対しては持続可能性認証を求めてまではおりませんでして、最初の加工工場のみに持続可能性認証を取得するということを求めた上で、それぞれの地点より後ろは認定スキーム外の原料と混合しないという趣旨でI P／S G方式による分別管理を求める整理してございます。こちらが農産物系でございます。

一方で木質バイオマスを含む木材については、各第三者認証スキームにおいて森林管理認証を取得した事業者が供給する認証材と、あと受け取り側であるC o C認証を取得した事業者が合法性・持続可能性のリスク評価を実施する管理材という、カテゴリーが2つ用意されてございます。

認証スキームに基づく取り引きについては、森林由来のものは先ほど申し上げた分別管

理方式によらず認証材または管理材のみを扱うことができる仕組みとなっております。このため、認証スキームで求められる森林管理の基準やリスク評価などに基づかない原料と混合しないという趣旨で、参考基準につきましては、発電事業者が使用する燃料がサプライチェーン上において認証スキームに基づかない燃料と混合することなく分別管理されていることということを、書きぶりを一部修正してございます。

34 ページ目ですね。今申し上げた分別管理方式というものを、このマスバランス方式のところ、特に赤く囲っておりますけれどもご紹介しているスライドとなります。

また、35 ページ目お願いします。ここは農作物の収穫によって生じるバイオマスの扱いというところをどこまで認証を遡っていくかといったところ、PKSについては、農園まで遡ることが困難として、加工工場を起点として持続可能性を求める、それより後ろは認証スキーム外と混合しないように整理してございます。

次のページ、36 ページ目では、木材のサプライチェーン管理としてのPEFCの例をお示ししてございます。この原料のカテゴリーが認証材、管理材と2つございますけれども、これらを認証スキーム外の原料と混合しないということとされてございます。

38 ページ目はもう一点頂いてございました第三者性の担保でございます。こちらは認定期間の中立性や認証期間の第三者性といった点は主な認証スキームの規定とも整合してございますので、採用してございます。

今お話しした内容を最後の42 ページ目にまとめてございます。元々農産物のものだったものを、輸入木質バイオマスの証明方法に係る確認項目と参考基準案として整理してございます。前回WGでも確認させていただきましたとおり、輸入木質バイオマスの持続可能性については木質バイオマス証明ガイドラインに一本化いたします。これらの確認項目につきましてもバイオマスの供給事業者等に周知、普及されるように、林野庁においても制度の運用上の扱いを検討していただいた後、木質バイオマス証明ガイドラインまたはそれに準拠するような文書に提示することとさせていただきます。

なお、この一番帶の部分の下の米書きのとおり、これらの確認項目は第三者認証スキームを整理してございましたけれども、現状林野庁のガイドラインでは企業独自の取り組みといった証明方法も認められておりますので、この証明方法に対しても、確認項目に準拠した形で林野庁さんにおいても検討、提示することとさせていただきます。

以上、資料1、残された論点についてご説明をさせていただきました。ご審議いただきますようお願いいたします。

#### ○高村座長

ご説明ありがとうございました。それではこれから質疑応答を進めてまいりたいと思います。通例でありますけれども、発言をご希望の委員の皆さまは、Teamの手挙げ機能かあるいはチャットを使って教えていただければと思います。いかがでしょうか。ご発言をご希望の皆さまありましたら、教えていただければと思います。

ありがとうございます。それでは河野委員、お願ひできますでしょうか。

○河野委員

おはようございます。日本消費者協会の河野でございます。懸案になっている輸入木質バイオマスの持続可能性基準等について、前回の指摘を受けて改めて現状のバイオマス燃料の各種確認事項と照合しつつ、今回確認項目を整理いただきありがとうございました。今後の取り扱いがより適正なものになるという期待を込めて、今回の対応を評価したいと思っています。

今回、木材という何十年という長期のサイクルで再生していくエネルギーとしての特性に重きを置いて、環境、ガバナンス、情報公開など多様な視点から既存のさまざまな証明方法と照合することで必要とされる項目が出そろったのではないかと思いますし、今のご説明に納得感がございます。

その上で、現時点では推奨事項の扱いで法定の義務ではないため、事業者側の基準の履行や監督側の監視が厳格に行われないことが危惧されますが、今回の整理項目が近い将来F I T／F I P制度の必須条件となるよう実効性を高める方向で発電事業者や事業者団体、サプライチェーンの関係者の皆さまへの働きかけを進めていただければと思っています。

また、木質バイオマスの輸入側が持続可能性に配慮した適正な条件での契約を望み、履行していくとしても、原産国側の法律や商慣行などにおいて一定の整合性がないと形だけとなってしまう可能性もありますので、そうした不安を払拭できるような情報発信をお願いしたいと思います。

なお、輸入に限らず伐期を迎えて国内の森林においても木質バイオマスの活用は期待されるところもあると思いますので、その際にも今回整理した持続可能性基準が適用されるよう希望したいと思います。

ぜひ再生可能エネルギーを適正に使うという視点で、輸入木質バイオマスの持続可能性基準がしっかりと社会の中で認知され、活用されていくことを期待しています。私からの意見は以上です。ありがとうございます。

○高村座長

ありがとうございます。それでは、ちょっとお待ちください。ありがとうございます。  
ほかに委員からご発言のご希望はございませんでしょうか。

ありがとうございます。それでは、吉岡委員お願ひいたします。

○吉岡委員

ありがとうございます。すみません、ちょっと確認になるのですけれども、例えば今年度議論した発電所からライフサイクルG H Gの8割、80%削減を導入するかとかいうことを議論したものは2031年度以降の稼働する発電所についてどうするかということを議論し

てきたという意味で、これから認定していく発電所に対する基準作りということを議論していたわけですけれども、そういうことと照らし合わせて、今議論している持続可能性の新しい確認項目というものは、既存の発電所についてもこういったものを2026年度から輸入してくれる木質バイオマスについては確認していくのか、それとも新規に認定する発電所について確認するものなのかということを、どっちを議論しているのかというのをすみませんちょっと認識できなかったので、それをちょっと確認したいということが1つ。

あと、既存の発電所に対して確認するということになった場合に、こういったものというのは具体的な確認方法を発電所の側はいろいろ書類をそろえておくと思うのですけれども、それを定期的に確認するのかとか、言ってみればお金を出す側の確認方法というものをちょっと確認させていただければと思います。以上です。

#### ○高村座長

ありがとうございます。一連のご発言をいただいてから、まとめて事務局からご質問にお答えできればと思います。では橋本委員、お願ひできますでしょうか。

#### ○橋本委員

ありがとうございます。非常に短い期間にこのような形でまとめていただきまして、本当にありがとうございます。

私のほうから細かい話なのですけれども、10ページ目のところで参考基準の記載ぶりのところです。原生林または保護価値の高い土地が植林地に転換されないことのところについて、細かい話のですけれども、原生林等の保護価値の高い土地という表現のほうがいいのではないかと思いました。

それからもう一点、16枚目なのですけれども、この中長期的な炭素ストックの減少という文言を入れていただいてありがとうございます。ここをちょっと、これでも問題ないとは思うのですけれども、よりポジティブに記載いただくとすると、中長期的に炭素ストックを維持または増加させるための計画、森林施業に伴う・・・という形で、少し減少というネガティブなところもあるのですけれども、それで維持するというところもあるのですけれども、維持したり増強したりというような表現になっているほうがよりメッセージとしてはいいのではないかなと思いました。

いずれにしましても、このような形で迅速にまとめていただきましてありがとうございます。以上です。

#### ○高村座長

ありがとうございます。それでは続きまして、失礼しました、ごめんなさい、道田委員お願ひできますでしょうか。

○道田委員

ありがとうございます。私のほうでも、今回また追加のご検討をいただきまして、さらに原生林など不可逆的な影響があるようなものを排除する方向でわれわれとしては考えているというメッセージがきちんと強く出せるようになったということに関して、お礼を申し上げます。

これも繰り返しになりますけれども、具体的なコメントではないのですけれども、やはりF I T制度で発電する電力というものがサステナビリティーにきちんと貢献するものであるということを皆さんに信頼をもって受け入れていただくということが非常に大事だと思いますので、基準を厳しくするということは事業者さんの皆さんにとってはコストに関わることなのかもしれませんけれども、一方でこの制度をきちんと運営していくという意味では避けがたいものであると考えております。

あともう一つ、今回第三者認証のさまざまな基準を参照しながら議論してくださっているわけですけれども、第三者認証は本当に現場のいろいろな事例を積み重ねながら今基準を作っているという経験があると思いますので、これらを参照しながら国の制度にも生かしていくという方向性は非常に大事だし、1国だけでは十分経験し切れないような情報量を民間認証のほうで持っているところはたくさん活用していければ良いのではないかと思います。

一方で、国の制度と民間の制度というものは役割が違うということも思いますので、今後林野庁さんがいろいろ検討していかれる中で、こういう部分は国の制度でこういう理由であるので、ここはこういうふうにするというような、そういうようなお話があれば、皆さん納得感もあって少し違うものになっても理解できるのではないかなど考えております。以上です。

○高村座長

ありがとうございます。それでは続きまして、相川委員お願いできますでしょうか。

○相川委員

相川です。今日の議論に関しましては、前回のワーキングでも私から少し追加の議論が必要ではないかという趣旨の発言をさせていただきましたところ、延長戦というような形でこういうふうに会を設けていただきまして、そして短い時間で案をお示しいただきました、まず感謝申し上げたいと思います。特に私が発言したところの原生林のところ、すみません、10枚目ですね、しっかり書き込んでいただいておりまして、私としては書きぶりを含めて、先ほど橋本委員から原生林等のというご提案がありましたけれども、そこを変えたとしてもこういったような表現でいいのかなと思っております。

あと、これは気付きではあるのですけれども、今回複数の認証をベースに新たに参考基準というものを再整理したという結果、当然、農作物とはちょっと違った表現になってき

ていて。具体的には、例えば環境のところの土地利用への変化のところで、土壤の浸食だとかそれから温室効果ガス等の排出・汚染削減のところで水質の影響といったようなところ。これは本来は農業のほうでも当然考慮しないといけないようなところかと思ひますけれども、こういったところが書き加えられたというのは良かったのではないかなと思っております。

それで、質問といいますか少し要望のようなものが2つあります。1つは輸入木質バイオマスということでやっておりますので、当然、海外の方にもクリアに伝わる必要があるということだと思います。やはりそういう意味ではしっかり英語版というのもも作っていただいて、しっかり読んだ人がぶれずに一つに意味を理解できるような形にしていただければと思います。

もう一点は、今回認証制度を基に今回の参考基準というのを作っておりますけれども、事務局の説明からもありましたように、認証に基づかない企業の自主的な取り組みというのも許容していくというようなことだったと思っております。それはそれで私も現時点の状況を踏まえれば仕方がないといいますか、納得できるものだと思うのですけれども、そういう意味では他方、同等のしっかりした持続可能性に関する確認が行われるということが当然前提になるかと思いますので、合法性・持続可能性ガイドラインで書かれていた認証に基づく証明方法、スライドでいうと6枚目のところですかね、それから自主的な団体において行う方法。それから3番の個別企業等の独自による取り組みということがあるわけですけれども、これがそれぞれしっかり必要な要件を満たせるということも今回新しいガイドラインの中に明記していただくということが必要ではないかなと思っております。

当然、需要者側からは第三者認証に統一すべきだという意見が聞こえてくるようだと理解をしておりますけれども、1、2、3と並列ということで行くのであれば、なぜそれで良しとしているのかということの説明が改めてあると、制度の利用者にとっても納得感のあるものになるかなと思います。以上です。よろしくお願ひします。

#### ○高村座長

ありがとうございます。ほかに委員から、あるいは追加でご発言の希望はございますでしょうか。いかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは一度、具体的なご質問も出ておりましたので事務局からお答えをいただいて、もしフォローアップでご発言、ご質問がございましたらその後お願いできればと思います。それでは事務局からお願ひできますでしょうか。

#### ○妙中課長補佐

事務局でございます。先生方、丁寧な議論のところのご意見をありがとうございました。それについて回答させていただきます。

ご発言順で恐縮ですけれども、河野議員から頂いたところですね。全体としても周知と

かそういう点は発電側に推奨を求めていくといった点は、まさに複数の先生から頂いた点かなと思ってございます。頂いた国内とかの適用も含めてですけれども、前回のワーキングにおいても新たな義務的な持続可能性の整理に向けてはE U – R E D 3とかの需要度とか実効性、あと気候変動対策に關係するような科学的知見の充実、またバイオマスの供給に与える影響とかこういった多岐にわたる論点を踏まえながら検討していくという方向を確認してございます。おっしゃっていただいたような発電側の努力というところも促していきながら、事務局においては来年度以降も検討が円滑に進むように準備、調整させていただきたいなと考えてございます。

また、吉岡委員から大きく2点ご質問頂いてございます。1点目、今まさに議論しているような2026年度以降の扱いのところは既存に適用されるのか、新規にだけ適用されるのか、どちらなのかといった点、またあとはどういうふうに確認していくのかといった点でございます。

2つまとめて申し上げると、まずクリアに申し上げると新規だけではなくて既存の認定案件においても今後整理していくことになります。ただ、今後整理していくような持続可能性やL C G H Gの基準について、基準の適用対象、経過措置とかあと基準を満たす方法をどうやって確認するか、まさに2つ目で頂いたご質問も含めてどのように適用できるかを今後検討を進めてまいります。

ただ、認定時に新たな基準を当然予定していたよねという整理をするということはなかなかちょっと難しいところもございますので、法制的な点も含めて詰めてまいりますけれども、既存に対しても適用されるといった点はお答えになります。

また、あと橋本先生から頂きました記載ぶりの修正のところ、原生林等であったりとか炭素ストックの減少だけではなくて、維持も含めた記載というところはご指摘のとおりだと思います。増加するといったポジティブな表現も含めて、ご指摘のとおり修正させていただきます。ありがとうございます。

あと、道田先生から頂いたコメントですけれども、輸入燃料のサプライチェーンというのは非常に長大になってまいりますので、しっかり国で確認する点また認証スキームで確認できる点の違いというところをしっかり意識して、制度というものの理解も含めて今後検討を進めてまいりたいと考えてございます。

あと、最後に相川委員から2点ご要望頂いてございます。1点目は、海外の方にもクリアにしてもらう必要があるといった点ですね。ご指摘の点も踏まえてしっかり考えてまいりたいと思います。

F I T／F I Pの制度においても、一義的には発電事業者に対して燃料の安定調達といった点を求めてございますけれども、おっしゃるとおり、先ほど道田先生の回答のところで申し上げましたけれども、長大なサプライチェーンになってまいりますので、具体的なところはしっかり検討させていただきたいなと思ってございます。

また、認証スキームに基づかない自主的取り組みというところは認めるといった点は頂

いていると思いますけれども、この（3）のところ、証明方法というところが1、2と並んで認められることのご説明といった点は、信頼性というところをやはり高めていくことを重要だと考えてございますので、そういう点はしっかりとわれわれは今後林野庁さんとも連携して検討させていただきたいなと思います。

といったん頂いたご質問、ご要望を含めて、手短ではございますけれども以上となります。

#### ○高村座長

ありがとうございます。今、ご質問をはじめ事務局からお答えいただきましたけれども、もし改めて確認をしたい点や、あるいはご質問、ご意見がありましたらお願ひできればと思いますけれどもいかがでしょうか。よろしいでしょうか。もし、関係するオブザーバーでご出席の関係省庁から何かありましたらと思いますけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

今日は、前回ワーキングのところで基本的に木質バイオマス証明ガイドラインに一元化していくという方向性には了承いただいて、事務局は改めて、特に木質バイオマスに固有というのでしょうか、特有のものが確認項目の記載ぶりについてあるのではないかというご意見を頂いて、今回丁寧に整理をしていただいていると思います。基本的に委員からご質問等ございましたけれども、追加のご意見はないということあります。

橋本委員や相川委員のところから若干書きぶりのところについてご示唆いただいているところがあるかと思いますけれども、こちらについてはもしご了承いただければ座長に一任させていただければと思います。事務局、今日頂きましたご意見の反映の仕方について、そのような形でお願いできればと思います。

もう一つ、こちらは第三者認証スキームへの適用を念頭に整理をしてきたわけですけれども、個別企業等の独自の取り組みにおける証明方法への適用についても少しご意見いただいたかと思います。これは前回私もたぶん発言させていただきましたけれども、これから恐らく林野庁さんのところで検討して整理をされていくと思いますけれども、どういう形で、できるだけやはり客観的、中立的な形で確認がされるということが重要だと思いますので、林野庁さんにおかれではエネ庁さんとの協議の上しっかりとご検討いただきたいと思います。

ほかに何かご発言を追加でご希望、あるいはご質問ございますでしょうか。ありがとうございます。それでは林野庁さんにおかれましては、先ほども申し上げました本日出された意見も踏まえて、一本化される木質バイオマス証明ガイドライン、それからそれに準ずる文書の改正、公表の作業を進めていただくことをお願いしたいと思います。

また事務局におかれましても、事業計画策定ガイドラインでの反映など必要な対応があるかと思いますので、こちらをお願いできればと思います。

それでは、もし委員からあるいはオブザーバーの皆さまからご発言のご希望がなければですけれども、本日の議題について以上とさせていただいてよろしいでしょうか。ありが

とうございます。それでは本日の議題は以上とさせていただきます。次回の開催について、事務局からお願ひできればと思います。

○妙中課長補佐

次回のワーキンググループにつきましては、日程が決まり次第経済産業省のホームページでお知らせいたします。

### 3. 閉会

○高村座長

ありがとうございます。本日も朝早くからお集まりいただき、ありがとうございました。以上をもちまして、本日のワーキンググループ第35回ですけれども閉会としたいと思います。大変お忙しいところ、熱心に貴重なご意見を頂きましたこと、改めてお礼申し上げます。以上で閉会といたします。

○一同

ありがとうございました。